

杨木県公報

令和 6 (2024)年 12月10日(火) 第561号

<u> </u>	次

告示

栃木県告示第555号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6 (2024) 年12月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指	定 年	月日		名	称	所	在	地
令和6	(2024)	年11月1日	MED ちぎ	AGREE	CLINICと	栃木市平柳町	1 -14- 7	
令和 6	(2024)	年10月1日	坂元クリ	Jニック		那須塩原市中	央町 5-23	
令和6	(2024)	年10月1日	木村クリ	Jニック		下野市笹原23	0-6	

2 指定訪問看護事業者等

指	定	指 定 訪 問	看護事業者等	訪問看護	ステーション等
年 月	日	名 称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地
令 和 (2024) 8月1日	6 年 日	合同会社ON	小山市城東 1 -18-29	訪問看護ステーション リヴ	日光市並木町3-3 福 田ビル2-A
令 和 (2024) 11月1日	6 年 日	南那須地区広域行 政事務組合	那須烏山市大桶872	那須南病院訪問看 護ステーション	那須烏山市中央3-2-13

栃木県告示第556号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6 (2024) 年12月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

変	更 年	月 日	名	称	主たる事務所の所在地
令和4	(2022)	年12月1日	那須烏山市熊田診療所		那須烏山市熊田555-1 (那須烏山市熊田555)
令和6	(2024)	年2月17日	おやまモール歯科		小山市城西 2-13-23 (小山市立木934-1)
令和6	(2024)	年7月1日	船田内科歯科医院 (船田内科外科医院)		小山市大字松沼578
令和6	(2024)	年7月13日	中央薬局 きぬの里店		さくら市きぬの里 1-22-1 (さくら市上阿久津1779-5)
令和 6	(2024)	年10月1日	中央クリニック		下野市薬師寺3154-2 (東京都中央区日本橋3-1-2 N TA日本橋ビル9F(法人住所))

2 指定訪問看護事業者等

変更年月日	名	称	主たる事務所の所在地
令和6 (2024) 年10月7日	栃木ソーシャルサー 訪問看護ステーショ		下都賀郡壬生町通町 5-34 (下都賀郡壬生町本丸1-10-68)

(注)表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第557号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6 (2024) 年12月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

変更	居宅介語	夢 業 者	居宅介意	夢 業 所	居宅介護の
年月日	名称	主たる事務所の 所 在 地	名称	所 在 地	種類
	社会福祉法人 圓 会	群馬県太田市上小 林町1465-1	社会福祉法人 圓 会 ショートステ	足利市堀込1648-	短期入所者 生活介護

10月1日	(株式会社足南シ ルバーサービス)	(足利市堀込 1648-1)	イほりごめの里 (株式会社足南シ ルバーサービス ショートステイほ ほえみ)		
令 和 6 (2024)年 10月1日	社会福祉法人 圓会 (株式会社足南シルバーサービス)	群馬県太田市上小 林町1465-1 (足利市堀込 1648-1)	社会福祉法人 圓 会デイサービスセ ンターほりごめの 里 (株式会社足南シ ルバーサービス デイサービスセン ターほほえみ)	足利市堀込1648-1	通所介護
令 和 6 (2024)年 10月1日	社会福祉法人 圓会 (株式会社足南シルバーサービス)	群馬県太田市上小 林町1465-1 (足利市堀込 1648-1)	社会福祉法人 圓 会介護支援セン ターほりごめの里 (株式会社足南シ ルバーサービス 介護支援センター ほほえみ)	足利市堀込1648-1	居宅介護支援

(注)表中の()内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変更	介 護 予 隊	坊 事 業 者	介 護 予 🏻	访 事 業 所	介護予防の
年月日	名称	主たる事務所の 所 在 地	名称	所 在 地	種類
令 和 6 (2024)年 10月1日	社会福祉法人 圓 会 (株式会社足南シルバーサービス)	群馬県太田市上小 林町1465-1 (足利市堀込 1648-1)	社会福祉法人 圓 会 ショートステイほりごめの里 (株式会社足南シルバーサービスショートステイほほえみ)	足利市堀込1648-1	介護予防 短期入所者 生活介護

(注)表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第558号

次の指定医療機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和 6 (2024) 年12月10日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃	止 年	月	日	名	称		所	在	地
令和6	(2024)	年9	月27日	株式会社フレンド 自治医大前しもつけ調	割薬局	下野市	ī祇園 1 −1	10-3	
令和6	(2024)	年 9	月30日	はこの森調剤薬局		栃木市	可 箱森町1	-27	
令和 6	(2024)	年 9	月30日	木村クリニック		下野市	示祇園 1 − ′	7 - 7	
令和 6	(2024)	年10)月7日	フクシ中央薬局		小山市	可中央町2	- 1 -22	
令和6	(2024)	年10)月15日	増田医院		足利市	5渋垂町72	2-1	

栃木県告示第559号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6 (2024) 年12月10日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

辞退年月日	名	称	所	在	地
令和 6 (2024)年10月13日	邦證堂薬局		鹿沼市上野町129-4		

(保健福祉課)

公 告

○土地改良区清算人の退任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する

令和6 (2024) 年12月10日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	清算人氏名	住	所	退任年月日
針 ヶ 谷	石川 政勝	宇都宮市幕田町11-1		令和 6 (2024).11.2
土地改良区	石川 廣幸	〃 針ヶ谷町1198		"
	菊地 章夫	" " 1255		"
	倉井 耕一	" " 856-2		"
	阿部 勝生	" " 1018		"
	菊地 正美	" " 1230		"
	橋本 茂夫	〃 幕田町1091		"
	阿部 一弘	〃 針ヶ谷町951-1		"
	福冨 金蔵	〃 幕田町740		"

(農地整備課)

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6 (2024) 年12月10日

栃木県下水道管理事務所長 鶴 見 幸 一

Ι

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 北那須流域下水道北那須浄化センター包括的維持管理業務委託 一式
- (2) 委託業務内容 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 令和7 (2025) 年4月1日 (火) から令和10 (2028) 年3月31日 (金) まで
- (4) 履行場所 栃木県大田原市宇田川1790-1 北那須浄化センター 外
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - ウ 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止 等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者である こと。
 - エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。
 - オ 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場等の運転操作業務を令和元(2019)年度以降に2年以上 元請として履行した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有 する者であること。(なお、令和4(2022)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃 棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)
 - (ア) 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設又はそれと同等以上の処理方法を用いる水処理施設
 - (イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設
 - カ 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。
 - (ア) 総括責任者 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。
 - (イ) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。
 - キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。
 - ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
 - (2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
 - イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
 - ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。
 - エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。
 - オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。
 - キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。
 - ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容等の縦覧場所 〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 TEL0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法及び縦覧

入札説明書については、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年2月10日 (月) まで入札情報システム上で公開する。なお、入札情報システムでは容量上公開できない資料の確認は、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年1月15日 (水) まで (土曜日、日曜日、祝日、令和6 (2024) 年12月30日 (月)、同月31日 (火) 及び令和7 (2025) 年1月2日 (木)、同月3日 (金) を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において縦覧に付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和7 (2025) 年2月12日 (水) 午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3 (2021) 年3月26日付け会管第461号) に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。) にあっては、同期間までに(1)の場所に、郵送(書留郵便) により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和7 (2025) 年2月13日 (木) 午前9時00分 栃木県下水道管理事務所会議室において電子入札 システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(閉 庁日を除く。)までに連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(4) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第143条第2項の規定 (同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規 定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。)により担保の提供をもって契約保証金の納付に代 えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合 は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和7 (2025) 年1月16日 (木) 午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、資料の容量が3MBを超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該資料の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。 紙入札者にあっては、同期間までに提出書類通知書(様式2)及び当該資料を郵送(書留郵便)又 は持参により提出すること。

ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。 なお、提出された資料等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査

下水道管理事務所長が、入札参加希望者の作成した資料をイの技術審査基準により審査する。

イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した資料が、下水道管理事務所で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果

令和7 (2025) 年1月20日 (月) に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にあっては、電子メール等で通知する。

- (5) 質疑及びその回答について
 - ア 仕様書等に対する質問がある場合には、電子入札システムにより、令和 7 (2025) 年 1 月 21 日 (火) 午後 4 時までに入力すること。ただし、紙入札者は、同期限までにメール又は郵送により提出すること。
 - イ 質問の内容及び回答は、令和7 (2025) 年1月27日 (月) までに電子入札システム上で公開する。 なお、紙入札者には、電子メール等で通知する。
- (6) 入札の無効
 - ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
 - エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入 札に係る入札書
 - オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書
- (7) 落札者の決定方法
 - ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって 有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定する ものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 低入札調査基準価格による。

イ その他

- (ア) 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。
- (イ) 令和7 (2025) 年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この

入札の変更等を行うことがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Consignment of Total Management/Maintenance of the Kita Nasu Purification Center for work on the Northern Nasu River Basin Sewers.

(2) Time limit for tender:

4:00 p.m., February 12, 2025

(3) Information is available at:

General Affairs Division.

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

 \coprod

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター包括的維持管理業務委託 一式
- (2) 委託業務内容 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 令和7 (2025) 年4月1日 (火) から令和10 (2028) 年3月31日 (金) まで
- (4) 履行場所 栃木県栃木市藤岡町藤岡4018 大岩藤浄化センター 外
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - ウ 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止 等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者である こと。
 - エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。
 - オ 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場等の運転操作業務を令和元(2019)年度以降に2年以上 元請として履行した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有 する者であること。(なお、令和4(2022)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃 棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)
 - (ア) 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設又はそれと同等以上の処理方法を用いる水処理施設
 - (イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設
 - カ次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。
 - (ア) 総括責任者 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。
 - (イ) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。
 - キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。
 - ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
 - イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

- ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。
- オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。
- カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。
- キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。
- ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容等の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 TEL0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法及び縦覧

入札説明書については、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年2月10日 (月) まで入札情報システム上で公開する。なお、入札情報システムでは容量上公開できない資料の確認は、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年1月15日 (水) まで (土曜日、日曜日、祝日、令和6 (2024) 年12月30日 (月)、同月31日 (火) 及び令和7 (2025) 年1月2日 (木)、同月3日 (金) を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において縦覧に付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和7 (2025) 年2月12日 (水) 午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3 (2021) 年3月26日付け会管第461号) に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。) にあっては、同期間までに(1)の場所に、郵送(書留郵便) により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和7 (2025) 年2月13日 (木) 午前9時15分 栃木県下水道管理事務所会議室において電子入札 システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(閉 庁日を除く。)までに連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(4) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第143条第2項の規定 (同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規 定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。)により担保の提供をもって契約保証金の納付に代 えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合 は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和7 (2025) 年1月16日 (木) 午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、資料の容量が3MBを超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該資料の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。紙入札者にあっては、同期間までに提出書類通知書(様式2)及び当該資料を郵送(書留郵便)又は持参により提出すること。

ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。 なお、提出された資料等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査

下水道管理事務所長が、入札参加希望者の作成した資料をイの技術審査基準により審査する。

イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した資料が、下水道管理事務所で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果

令和7 (2025) 年1月20日 (月) に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にあっては、電子メール等で通知する。

- (5) 質疑及びその同答について
 - ア 仕様書等に対する質問がある場合には、電子入札システムにより、令和 7 (2025) 年 1 月 21 日 (火) 午後 4 時までに入力すること。ただし、紙入札者は、同期限までにメール又は郵送により提出すること。
 - イ 質問の内容及び回答は、令和7 (2025) 年1月27日 (月) までに電子入札システム上で公開する。 なお、紙入札者には、電子メール等で通知する。
- (6) 入札の無効
 - ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
 - エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入 札に係る入札書
 - オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書
- (7) 落札者の決定方法
 - ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって 有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定する ものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

- (10) その他
 - ア 低入札調査基準価格による。
 - イ その他
 - (ア) 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。
 - (イ) 令和7 (2025) 年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この 入札の変更等を行うことがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Consignment of Total Management/Maintenance of the Oiwafuzi Purification Center for work on the Watarase Downstream River Basin Sewers.

- (2) Time limit for tender:
 - 4:00 p.m., February 12, 2025
- (3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

\coprod

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター包括的維持管理業務委託 一式
 - (2) 委託業務内容 入札説明書等による。
 - (3) 履行期間 令和7 (2025) 年4月1日 (火) から令和10 (2028) 年3月31日 (金) まで
 - (4) 履行場所 栃木県下都賀郡野木町野木2252-2 思川浄化センター 外
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - ウ 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止 等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者である こと。
 - エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。
 - オ 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場等の運転操作業務を令和元(2019)年度以降に2年以上 元請として履行した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有 する者であること。(なお、令和4(2022)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃 棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)
 - (ア) 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設又はそれと同等以上の処理方法を用いる水処理施設
 - (イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設
 - カ 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。
 - (ア) 総括責任者 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第22条第2項に定める資格を有する者であり、下

水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経 験を有する者であること。

- (4) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。
- キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。
- ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
 - イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
 - ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。
 - エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。
 - オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。
 - キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。
 - ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 3 入札の手続等
 - (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容等の縦覧場所 〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 TEL0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法及び縦覧

入札説明書については、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年2月10日 (月) まで入札情報システム上で公開する。なお、入札情報システムでは容量上公開できない資料の確認は、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年1月15日 (水) まで (土曜日、日曜日、祝日、令和6 (2024) 年12月30日 (月)、同月31日 (火) 及び令和7 (2025) 年1月2日 (木)、同月3日 (金) を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において縦覧に付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和7 (2025) 年2月12日 (水) 午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3 (2021) 年3月26日付け会管第461号) に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。) にあっては、同期間までに(1)の場所に、郵送(書留郵便) により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和7 (2025) 年2月13日 (木) 午前9時30分 栃木県下水道管理事務所会議室において電子入札システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(閉 庁日を除く。)までに連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(4) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 その他
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第143条第2項の規定 (同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規 定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。)により担保の提供をもって契約保証金の納付に代 えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合 は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和7 (2025) 年1月16日 (木) 午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、資料の容量が3MBを超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該資料の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。 紙入札者にあっては、同期間までに提出書類通知書(様式2)及び当該資料を郵送(書留郵便)又は持参により提出すること。

ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された資料等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査

下水道管理事務所長が、入札参加希望者の作成した資料をイの技術審査基準により審査する。

イ 技術案杏其淮

入札参加希望者の作成した資料が、下水道管理事務所で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果

令和7 (2025) 年1月20日 (月) に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にあっては、電子メール等で通知する。

- (5) 質疑及びその回答について
 - ア 仕様書等に対する質問がある場合には、電子入札システムにより、令和 7 (2025) 年 1 月 21 日 (火) 午後 4 時までに入力すること。ただし、紙入札者は、同期限までにメール又は郵送により提出すること。
 - イ 質問の内容及び回答は、令和7 (2025) 年1月27日(月)までに電子入札システム上で公開する。 なお、紙入札者には、電子メール等で通知する。
- (6) 入札の無効
 - ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
 - エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入 札に係る入札書
 - オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書
- (7) 落札者の決定方法
 - ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって 有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定する

ものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾の基準等 栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 低入札調査基準価格による。

イ その他

- (ア) 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。
- (イ) 令和7 (2025) 年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この 入札の変更等を行うことがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Consignment of Total Management/Maintenance of the Omoigawa Purification Center for work on the Watarase Downstream River Basin Sewers.

(2) Time limit for tender:

4:00 p.m., February 12, 2025

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

IV

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託 一式
- (2) 委託業務内容 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 令和7 (2025) 年4月1日 (火) から令和8 (2026) 年3月31日 (火) まで
- (4) 履行場所 栃木県宇都宮市茂原町768 下水道資源化工場
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - ウ 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止 等措置要領 (平成22 (2010) 年 3 月12日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者である こと。
 - エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。
 - オ 地方公共団体の溶融炉施設の運転操作業務を令和元 (2019) 年度以降に2年以上元請として履行

した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有する者であること。(なお、令和4(2022)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)

- カ次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。
 - (ア) 総括責任者 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。
 - (4) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。
- キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。
- ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
 - イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
 - ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。
 - エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。
 - オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。
 - キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。
 - ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容等の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法及び縦覧

入札説明書については、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年2月10日 (月) まで入札情報システム上で公開する。なお、入札情報システムでは容量上公開できない資料の確認は、令和6 (2024) 年12月10日 (火) から令和7 (2025) 年1月15日 (水) まで (土曜日、日曜日、祝日、令和6 (2024) 年12月30日 (月)、同月31日 (火) 及び令和7 (2025) 年1月2日 (木)、同月3日 (金) を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において縦覧に付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和7 (2025) 年2月12日 (水) 午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3 (2021) 年3月26日付け会管第461号) に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。) にあっては、同期間までに(1)の場所に、郵送(書留郵便) により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和7 (2025) 年2月13日 (木) 午前9時45分 栃木県下水道管理事務所会議室において電子入札 システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(閉 庁日を除く。)までに連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(4) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100 分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り 捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第143条第2項の規定 (同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規 定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。)により担保の提供をもって契約保証金の納付に代 えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合 は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和7 (2025) 年1月16日 (木) 午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、資料の容量が3MBを超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該資料の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。紙入札者にあっては、同期間までに提出書類通知書(様式2)及び当該資料を郵送(書留郵便)又は持参により提出すること。

ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。 なお、提出された資料等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査

下水道管理事務所長が、入札参加希望者の作成した資料をイの技術審査基準により審査する。

イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した資料が、下水道管理事務所で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果

令和7 (2025) 年1月20日 (月) に電子入札システムにより通知する。 ただし、紙入札者にあっては、電子メール等で通知する。

- (5) 質疑及びその回答について
 - ア 仕様書等に対する質問がある場合には、電子入札システムにより、令和7 (2025) 年1月21日 (火)午後4時までに入力すること。ただし、紙入札者は、同期限までにメール又は郵送により提出すること。
 - イ 質問の内容及び回答は、令和7 (2025) 年1月27日(月)までに電子入札システム上で公開する。 なお、紙入札者には、電子メール等で通知する。
- (6) 入札の無効
 - ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
 - エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入 札に係る入札書

- オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書
- (7) 落札者の決定方法
 - ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって 有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定する ものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾の基準等 栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 低入札調査基準価格による。

イ その他

- (ア) 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。
- (イ) 令和7 (2025) 年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required:

Operations Consignment by the Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant

(2) Time limit for tender:

4:00 p.m., February 12, 2025

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(上下水道課)